高知県犯罪被害者等支援条例検討委員会設置要綱

資料１

（設置及び目的）

　第１条　高知県における犯罪被害者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」

という。）を支援する条例を制定するため、高知県犯罪被害者等支援条例検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

　（協議事項）

　第２条　検討委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事柄について検討

を行うものとする。

（１）高知県犯罪被害者等支援条例の制定に関すること

（２）その他高知県犯罪被害者等支援条例の制定に関して必要な事項

（構成）

第３条　検討委員会は、別表に掲げる委員で構成するものとするが、必要に応じて増減することができるものとする。

（会議）

第４条　検討委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

　　２　委員長は検討委員会を総括し、同会を代表する。

　　３　検討委員会は、委員長が必要に応じて召集し、委員長がその議長となる。

　　４　委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

　（秘密の保持）

　第５条　委員は、検討委員会で知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

（事務局）

第６条　検討委員会の事務局は、高知県文化生活スポーツ部県民生活・男女共同参

画課及び高知県警察本部警務部県民支援相談課とする。

　　　２　事務局の庶務は、高知県文化生活スポーツ部県民生活・男女共同参画課が担当する。

附則　この要綱は、平成30年12月12日から施行する。

（別　表）

高知県犯罪被害者等支援条例検討委員会委員名簿

※五十音順・敬称略

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　名 | 所属団体・職名等 |
| 明坂　通子 | 高知市市民協働部　人権同和・男女共同参画課長 |
| 大野　正貴 | 高知県市長会事務局長 |
| 岡田　一枝 | 高知県スクールカウンセラー |
| 川本　哲郎 | 同志社大学法学部教授 |
| 武内　孝幸 | 高知県町村会事務局長 |
| 田村　壮児 | 社会福祉法人高知県社会福祉協議会　会長 |
| 田村　裕 | 認定特定非営利活動法人こうち被害者支援センター　顧問 |
| 中島　香織 | 高知弁護士会　犯罪被害者支援委員会委員長 |
| 廣瀨　真理 | 高知労働局　雇用環境・均等室長 |
| 山﨑　正雄 | 高知県立精神保健福祉センター所長 |